

計画改定の進め方

1 「千葉県ホームレス自立支援計画」の位置づけ

- ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（以下「措置法」）第9条第1項に規定する「都道府県におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を行うための実施計画」
※措置法は、施行後25年で効力を失う時限法（令和9年8月まで）
- 策定に当たっては、国の「ホームレスの自立の支援に等に関する基本方針（以下「基本方針」）」を勘案し、策定、改定を行ってきた。

2 計画の経過

- 現行の千葉県ホームレス自立支援計画は、令和5年7月、国において基本方針を改正したこと、また、令和6年3月に県の計画期間の満了を迎えたことに伴い、本年度中に計画の改定を行う。
 - ・平成17年1月 千葉県ホームレス自立支援計画策定
 - ・平成24年3月 見直し（リーマンショック以降の社会情勢の変化を踏まえた）
 - ・平成28年3月 改定（生活困窮者自立支援法の施行を踏まえた改定）
 - ・令和2年3月 改定（生活困窮者自立支援法の改正等を踏まえた改定）

3 改定作業の進め方

- これまでの「千葉県ホームレス自立支援計画」の内容を基本とし、以下の方法・スケジュールにより、改定を行う。

～令和6年7月 …進捗状況の確認、骨子案の検討（課題の洗い出し、国の基本方針の勘案）
令和6年9月 …第1回千葉県ホームレス自立支援推進会議（進捗評価、骨子案報告）
令和6年11～12月…第2回千葉県ホームレス自立支援推進会議（計画案協議）
令和6年12月…市町村意見照会、パブリックコメント
令和7年2月 …計画の策定